

令和7年6月からの高温・少雨に対する緊急支援について 要望量調査を実施します

市では、県の補助（令和7年度山形県農林水産物等災害対策事業）を活用し、農作物への影響に対応する支援の要望量を調査します。

1. 農業用水確保対策事業 補助率2分の1

■実施主体：農業協同組合、農業法人、3戸以上の農業者の組織する団体、農業者（販売農家）、土地改良区

■対象経費

1 応急対策：6月1日からの高温・乾燥により発生した干害に対して実施する水路等の工事、揚水機等の賃借又は購入及び揚水機等の燃料の購入※等に要する経費の2分の1に相当する額と、次の表の1箇所当たりの限度額の2分の1に相当する額のいずれか低い額

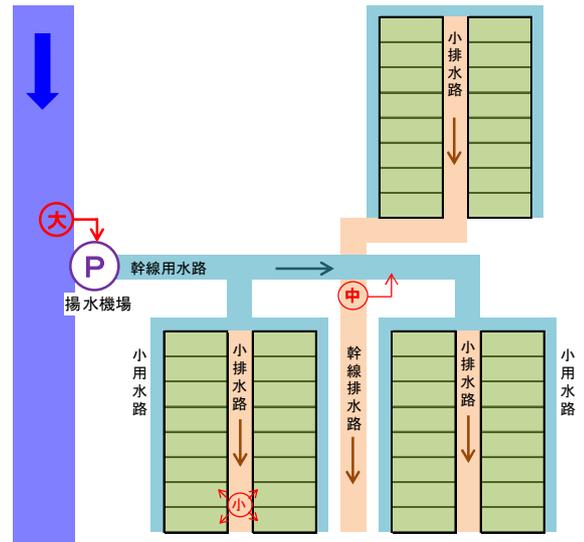
※通年現地に設置されている揚水機の運転の掛かり増しに係る燃料費は対象としません。

項目	1箇所当たりの限度額 (税込み金額)
大規模対策	3,940千円
中規模対策	1,760千円
小規模対策	660千円

大規模対策・・・基幹的な取水施設に対する揚水確保対策。例えば、河川水位の低下により取水困難となったため実施する仮設揚水機の設置、河川内の瀬替え工事（要：河川管理者の許可）

中規模対策・・・幹線排水路等に設置した仮設揚水機等により幹線用水路等に取水し、一定面積の農地に用水を供給する対策

小規模対策・・・小排水路等に設置した仮設揚水機等により個々のほ場に用水を供給する対策



2 恒久対策：干害時の農業用水等が確保されていないほ場への井戸の掘削、灌水施設等の設置工事に要する経費の2分の1に相当する額と次の表の1m当たり限度額に延長を乗じて得た額の2分の1に相当する額のいずれか低い額

1 m当たり限度額 (税込み金額)
井戸灌水設備 120千円/m ※50メートルを限度とする

■対象期間：1 応急対策 6月1日から9月30日までに実施したもの

2 恒久対策 6月1日から9月30日までに工事が完了するもの

■問合せ先：農林課農村整備係 ☎40-8319

2. 園芸作物高温対策事業 補助率2分の1

- 実施主体：農業協同組合、農業法人、3戸以上の農業者の組織する団体、農業者(販売農家)
- 対象要件：果樹、野菜、花き等の栽培において、6月1日からの高温に伴う収量及び品質の低下防止のため、新たに必要となった機器・資材であること
- 対象経費：高温による収量及び品質の低下防止のための機器・資材等に要する経費の2分の1に相当する額と次の表の10a当たりの基準単価に対象面積を乗じて得た額のいずれか低い額

項目	10a当たりの基準額 (税込み金額)
遮光資材	238,500円/10a
換気扇または循環扇	166,500円/10a
ミスト噴霧装置	741,000円/10a
散水・灌水システム	1,518,000円/10a

- 対象期間：6月1日から9月30日までの間に納品されたもの
- 問合せ先：農林課果樹6次化推進係 ☎40-0904

事業活用を希望される方は南陽市役所2階 農林課窓口にお越しください。
窓口にて事業要望調査票に記入いただきます。

- 資機材の購入及び工事の場合は、見積書、図面、契約書、工事中写真、請求書等で確認します。
- 揚水機等の賃借の場合は、見積書、契約書、請求書、領収書、型番、状況写真、運転日誌等で確認します。
- 燃料費については、請求書、領収書及び対策の事実を証明する写真、運転日誌等で確認します。

上記、資料を既にお持ちの場合はご持参ください。
併せて事業箇所もお聞きいたしますので、あらかじめ地名地番や面積等をご確認ください。
第1回目 要望期限：8月29日(金)
第2回目 要相談

【(注) 全事業に共通すること】

県の規定により、本事業の対象となる「農業者」とは、経営耕地面積が30アール以上又は年間の農畜産物販売額が50万円以上の方を指します。

【その他注意事項】

対象経費を重複して国又は県の他の補助事業を受けることはできません。